

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

- 1 期末手当の支給割合の改正
知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第5条及び第6条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第7条及び第8条関係）
- 5 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行することとしました。